

景観形成指定建築物等の保全に係る基準

- 1 建築物等については、主としてその外観を維持するため、原則として現状維持、復原修理または復旧とする。
- 2 建築物等以外の物件については、原則として復旧とする。
- 3 景観形成指定建築物等の保全のため特に必要があると認められる場合には、都市景観審議会の意見を聴いて、前2項と別の取扱いとすることができる。

もと道南青年の家（旧ロシア領事館）の外観等改修に係る基本方針

もと道南青年の家（旧ロシア領事館）は平成元年に函館市景観形成指定建築物等に指定されており、平成27年1月策定の「もと道南青年の家（旧ロシア領事館）活用方針」では、「景観形成指定建築物等の保全に係る基準」（以下「保全基準」という）を遵守することが定められていることから、外観等改修にあたっては、その外観を維持するため、原則として、傷んだ部分を修理する修繕を前提とした改修方法（現状維持）または一部を復原修理とする。

1. 外観等改修の主な方法

(1) 外壁

外壁の改修方法は、現状維持とする。

外壁レンガの表面が劣化・破損した箇所・部分は表面を削り取り、レンガを再利用・加工したものを張り付けて補修する。使用できる木部材は再使用に努めるとともに、破損部分については、新材でつくり替える。

(2) 建具

建具の改修方法は、原則、現状維持とし、サンルームの扉は復原修理とする。

扉などの建具は、使用できる木部材は再使用に努めるとともに、破損部分は新材でつくり替える。

サンルームは、使用できる木部材は再使用に努めるとともに、破損部分は新材でつくり替える。ただし、扉は破損しており、コンパネで応急処置されているため、創建当時の状態に復原する。

(3) 屋根

屋根の改修方法は、現状維持とする。

雨漏りをしている箇所は葺き替えなどにより修繕する。

(4) その他

床下換気口、階段、軒化粧垂木などの改修方法は現状維持とする。